平成２８年（フ）第８８３号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ26―115号
債務者　菅田　圭祐
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８８５号
大阪市東住吉区鷹合４丁目９番６号ハイツ鷹合101号
債務者　山﨑絵梨奈
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４６号
大阪府門真市深田町１番23―1307号
債務者　赤木　郁美
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１９４号
大阪市天王寺区勝山４丁目２番12号　ロイヤルヴィラ聖和201号
債務者　玄和子こと**徳**原和子こと　徳原　和子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２０４号
大阪市住之江区北島２丁目８番９号　ロイヤルカトレアマンション　701号
債務者　森　　雄二
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２１４号
大阪市鶴見区諸口１丁目10番12―1013号
債務者　岸之上惠子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２１５号
大阪市東成区深江北１丁目１番３号　深江橋プラザ403号
債務者　若杉　健一
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２１６号
大阪市東成区深江北１丁目１番３号　深江橋プラザ403号
債務者　若杉　美子（旧姓栗野）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２１７号
大阪市東住吉区桑津２丁目17番16号
債務者　道圓　範子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２２４号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番３―107号
債務者　八尾　香織
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３号
奈良市神功３丁目１番地の12
債務者　山岡征四郎
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２２号
長崎県諫早市多良見町化屋865番地５
債務者　勝木広世雪
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
長崎県諫早市泉町25番12―105号　インペリアル
債務者　清水　俊一
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２号
長崎県五島市大荒町５番地２　野原住宅Ｇ棟101号、住民票上の前住所長崎県五島市本窯町157番地２
債務者　藤井ゆかり
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第９８２号
千葉県船橋市大穴南４丁目31番25号　フジハイツ101号
債務者　大沼　綾子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６５号
千葉県市川市宮久保５丁目１番３号（アイビースクウェアー107号）
債務者　品川　　博
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６６号
千葉県市川市宮久保５丁目１番３号（アイビースクウェアー107号）
債務者　品川　美香
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係